

平成29年9月22日

川西市議会議長

久保義孝様

総務生活常任委員長

加藤仁哉

### 委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。



## 総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：平成29年9月7日）

## 1. 議案第50号 町の区域の変更について

<p><b>議案の概要</b></p> <p>本案は、川西市開発指導要綱による開発行為に伴い、町の区域を変更するに当たり、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めようとするものであり、緑台3丁目の一部を新田2丁目に変更しようとするもの。</p>
<p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 今回、区域を変更する理由について伺いたい。</p> <p>答 一つの開発計画区域内で緑台3丁目と新田2丁目に住居標記が分かれてしまうこととなり、小中学校区やごみの収集日程に差異が生じるなど、住民生活及び公共の福祉等に影響を及ぼすため変更するものである。</p> <p>問 小学校区も緑台小学校から多田小学校へ変更となるが、これに対する市及び教育委員会の見解を伺いたい。</p> <p>答 新田とした方が小中学校に近く利便性が高い上、地形的にも区域の北側に市道があり、これを区域界とする方が客観的にわかりやすいため、これらにより市として総合的に判断した。</p> <p>答 開発はこれからであるため今後児童生徒が何人程度になるかは予想がつかないが、当該区域から緑台小学校までの通学時間は約20分であるのに対し、多田小学校へは約7分で通学できることから、利便性及び通学上の安全性に鑑みると、将来的には望ましい姿であると考えている。</p>
<p><b>特記事項</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

## 2. 議案第51号 高規格救急自動車の買入れについて

<p><b>議案の概要</b></p> <p>本案は、南消防署に配置している高規格救急自動車が、今年度をもって購入後8年を経過し更新時期となったため、高度救命処置用資機材とともに契約金額3186万円で買入れし、救急体制の充実を図ろうとするもの。</p>
<p><b>質疑の概要</b></p>

問 指名競争入札により契約するとのことであるが、4者のうち2者が入札を辞退した理由について把握しているか。

答 辞退理由については不明であるが、仕様を満たすことができないと判断したものと推測している。

問 今回の契約金額と過去の買い入れ金額の差異について要因を伺いたい。

答 平成28年度買い入れ分は新名神高速道路開通による出場区域拡大に伴う増車のため3877万2000円で購入したもので、高度資機材とともに無線機も買い入れたため今回より691万円高額となっていた。一方、27年度買い入れ分よりは今回は21万6000円安価となっており、これは、一部資機材の値下がりと落札業者の企業努力が要因と考えている。

**特記事項** 委員会配付資料あり（議案第51号 高規格救急自動車の買入れについて）

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

### 3. 議案第53号 川西市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議案の概要

本案は、川西市防災会議と川西市水防協議会を統合するため、条例の一部を改正しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 統合により、委員の選出や活動に支障は生じないのか。

答 現在は、水防協議会委員26名のうち24名が防災会議委員を兼ねており、残る2名も監事という立場で防災会議に関与しているため、意見を反映し得る形で対応できている。

**特記事項** なし

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

### 4. 議案第54号 川西市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について

#### 議案の概要

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の制定により、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農業委員の選出方法が、市議会の同意を要件とする市長の任命制へと変更され、農業委員の定数については条例で定めることとされたため、新

たに条例を制定しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 今回の変更について詳細を伺いたい。

答 これまでは委員は17名で、川西・多田・東谷の3地区から4名ずつ選挙により12名選出し、残りの5名は市長が選任していたが、今後は各地区からの推薦と公募による16名となり、全員を市長が任命する。

問 各地区から委員を選出してきた目的の一つは農地の日常的なチェックであると思うが、今後もそれは変わらないのか。

答 今後は、遊休農地の解消や農地利用の集積といった「農地等の利用の最適化」が任意事務から必須事務となり、農業委員は現場活動が中心となる。これまでどおり各地区のチェックも引き続き行いながら、最適化推進を強化することが法改正の趣旨である。

問 委員を任命するまでのスケジュールを伺いたい。

答 年明けには推薦・公募を実施し、候補者情報の整理及び議案の作成等にとりかかる。任期の兼ね合いから、6月定例会市議会に同意案件として議案を提出する予定である。

問 農地利用等の最適化が必須事務となるに際しては、委員には農業振興のみならず、当該事務についての知識も必要であると考えているが、推薦や公募においてその点は考慮するのか。

答 改正法では農地や農業に高い識見を持つ人をなるべく委員として選任するよう求めており、そういった人を任命していきたい。そのため、公募要項に明記するほか、推薦を依頼する生産組合長会議での説明等に努めたい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

### 5. 議案第55号 川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の制定について

#### 議案の概要

本案は、川西市キセラ川西プラザを設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、新たに条例を制定しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 貸館の使用料については、維持管理経費から1区分50分かつ1平米当たりのコストを算出し、一般利用者はその75%、登録グループは50%を部屋の広さに応じて負担するというこれまでの考え方に変わりはないか。

答 お見込みのとおり、平成21年度に公民館を有料化した際と全く同じ考え方である。

問 公民館の名称については中学校区名が使用されてきた経緯があると思うが、今回、川西中学校区にもかかわらず「川西北公民館」とする理由について伺いたい。

答 中学校区名以外にも、けやき坂公民館や北陵公民館のように、所在する地域を名称とした例もあるほか、公民館に併設されるコミュニティセンターとは同じ名称にしてきた経過もあることから、川西北公民館とした。

問 本市のこれまでの公民館配置の考え方や、今後の方向性について伺いたい。

答 これまでは概ね中学校区単位に配置してきた経緯があるようだが、最近では、中学校区以外に、新しくできた地域にも配置している。今後の方向性については、現段階で新たに配置を検討しているものはない。

問 隣接する総合体育館やプラザ内の飲食店を利用する人の駐車料金は、施設利用者として3時間以内無料となるか。

答 総合体育館の飲食店利用者は施設利用者ではないという位置付けであるが、基本的には1時間無料の範囲内で対応可能と考えている。

答 プラザの付帯施設としての飲食店についても、同様の考えである。

#### 特記事項 修正案提出あり

##### 【修正案の内容】

第5条第2号中「川西市川西北公民館」を「川西市川西公民館」に改める。

付則第4項のうち川西市公民館条例別表第1の改正規定中「川西市川西北公民館」を「川西市川西公民館」に、別表第2の改正規定中「川西北公民館」を「川西公民館」に改める。

##### 【修正案に対する質疑等】

なし

#### 審査結果 修正可決（全員賛成）

6. 議案第58号 平成29年度川西市一般会計補正予算（第2回）

<p><b>議案の概要</b></p> <p>第1表 歳入の全部。歳出第2款総務費。 第2表 繰越明許費補正</p>
<p><b>質疑の概要</b></p> <p>(1) 第1表 歳入</p> <p>① 第17款 財産収入</p> <p>問 旧慣財産の売却収入5820万円を計上しているが、1平米当たりの単価は。</p> <p>答 売却価格は入札の結果であり、1平米当たり約3万4000円となる。</p> <p>(2) 第2表 繰越明許費補正</p> <p>問 今般、3億3100万円の繰越明許費を設定しようとしている（仮称）出在家町健幸公園については、災害時の資材置き場としての役割を兼ねる構想があったと思うが、変更はないか。</p> <p>答 防災用の備蓄倉庫並びに公園の役割を担う予定である。</p>
<p><b>特記事項</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>